

ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場使用料納入委託業務仕様書

1 委託業務の名称

ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場使用料納入委託業務

2 委託場所

大分市大字駄原 ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

大分県が上記2の駐車場（機械により入退場が管理されるもの）に設置している精算機（4台）について、（1）～（6）の業務を行うものとする。

（1）駐車料金等の回収

週1回、駐車場使用料の回収を行うこと。

（2）釣銭の補充

精算機の釣銭は予め受注者が準備し、適宜補充すること。

（3）領収紙の交換

駐車場使用料等の回収時に残量を確認し、適宜交換すること。なお、交換用の領収紙は発注者において準備する。

（4）使用済駐車券の回収、処分

駐車場使用料等の回収時に使用済駐車券を回収し、処分すること。

（5）駐車場使用料の納入

精算機から回収した駐車場使用料は、5日以内に大分県が指定した金融機関へ納入すること。

（6）報告書の提出

前項の駐車場使用料の納入に係る報告書を毎月分作成し、翌月10日までに発注者に提出すること。

5 別途発注業務との協力

本業務とは別に「ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場運営管理委託業務」を発注予定であるので、受注者双方協力の上業務を実施すること。

6 その他

本業務の遂行に当たっては、この仕様書によるほか、ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例（令和5年大分県条例第27号）、ホーバーターミナルおおいた利用規則（令和6年大分県規則第17号）等大分県の諸規程に基づき適正に行うものとする。